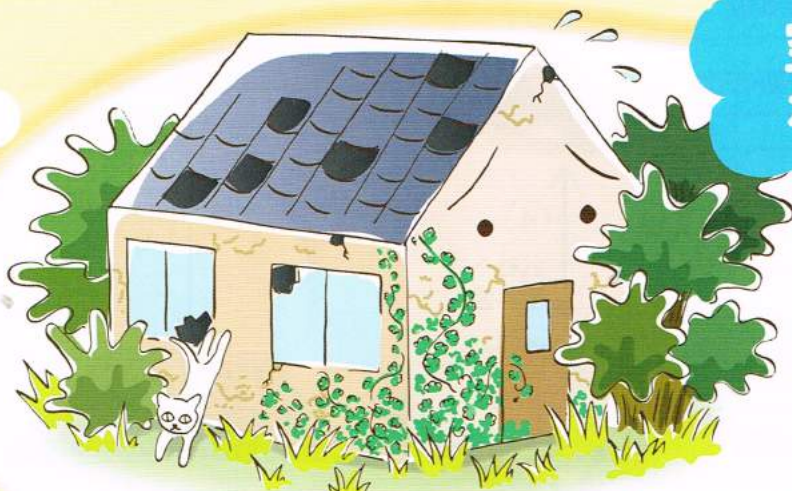


空き家

を所有の方でお困りの方は、
千葉市住宅供給公社
がお手伝いします！

例えば、このような場合にご相談下さい。



空き家の管理不全
を解消したい



千葉市入札参加資格者のうち、当公社と「**樹木剪定**」「**草刈り**」「**家財処分**」
「**建物解体**」等に関する業務の協定を締結した事業者を**ご紹介**します。



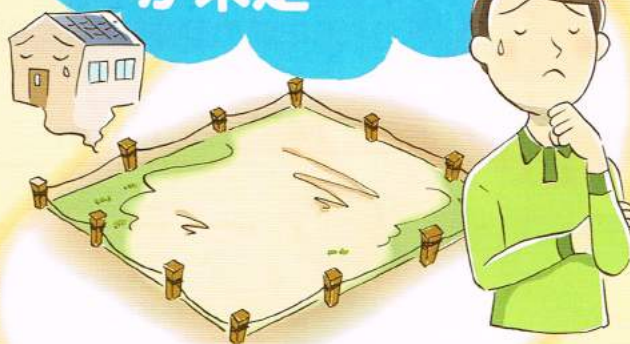
遠方などで現地
におもむくのが困難



相談者に代わり、「**現地立ち会い**」及び「**複数社による見積徴収**」を行います。ただし**有料**となります。



解体後のプラン
が未定



所有者が申請し公社が活用可能と判断すれば、**解体費補助金**として**10万円**を補助し、一定期間公社が**駐車場事業**を行います。

❗ 詳細は裏面を参照して下さい。

詳細は、公社ホームページをご覧ください。

千葉市 公社 空き家支援

検索

千葉市住宅供給公社

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

TEL 043-245-7527 FAX 043-245-7517

※車でお越しの方は、千葉市役所本庁舎駐車場をご利用いただくと無料です。
(中央コミュニティセンターの駐車場は有料です)

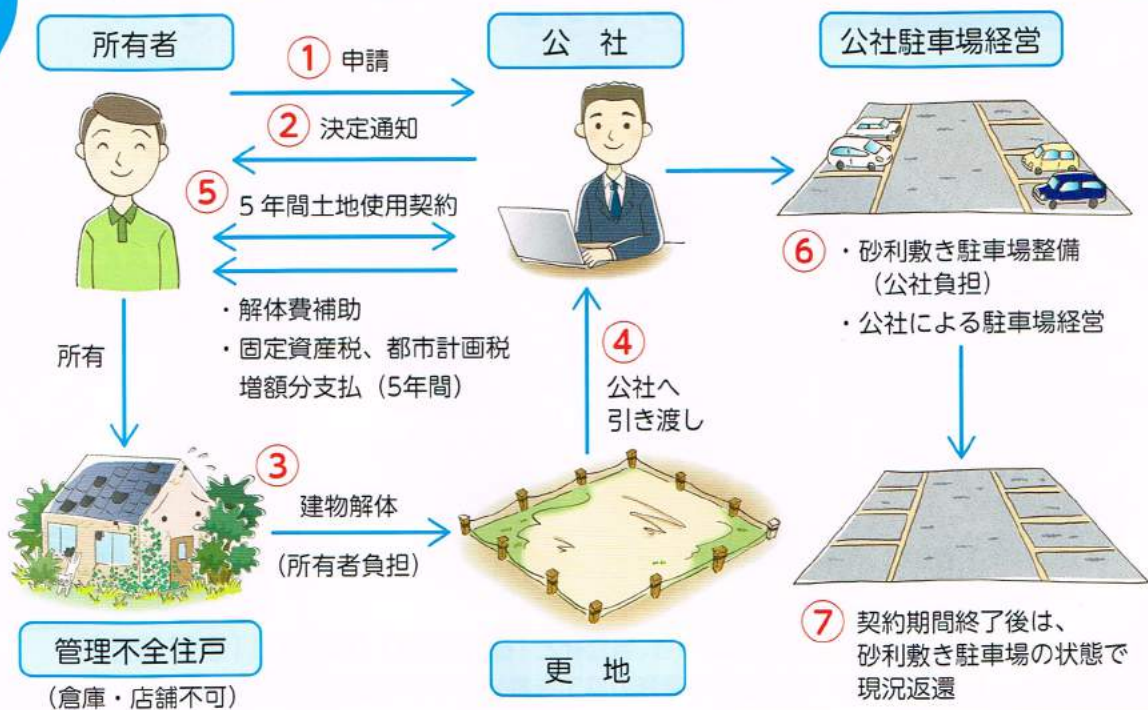


解体後の活用支援

※当業務については、「駐車場に適した土地形態・周辺環境」、「所有者に関する事項」などの審査があります。

借上型

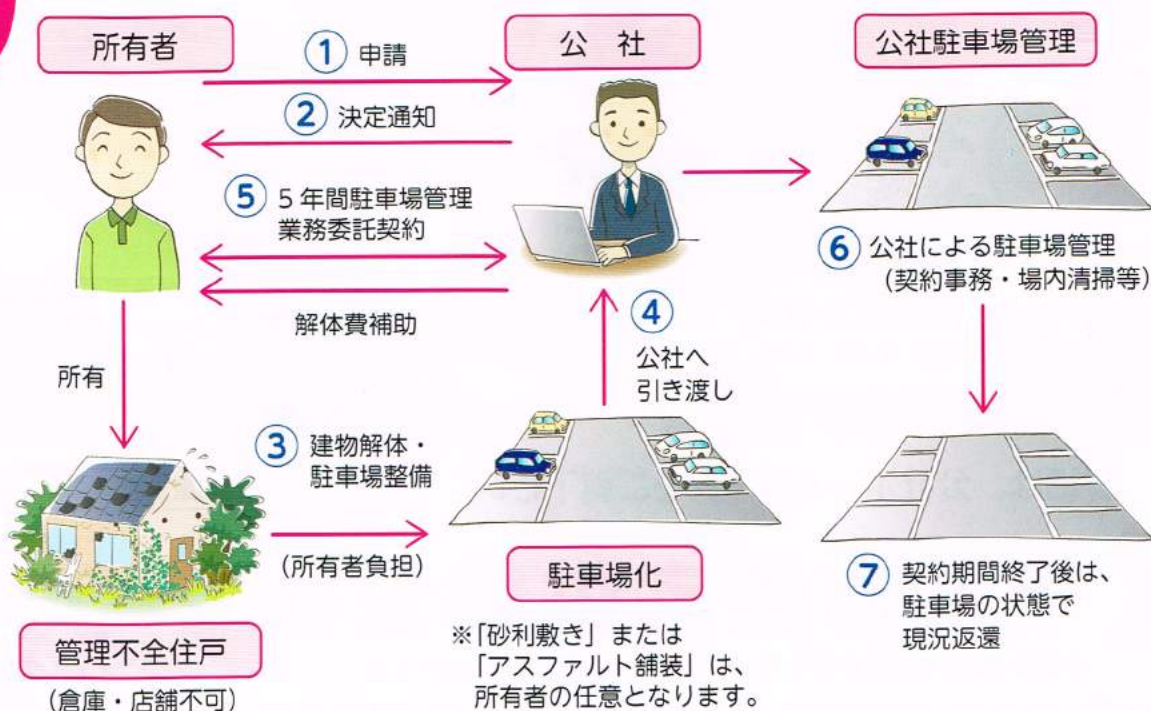
公社が解体費10万円を所有者へ補助し、解体後の税負担額を土地借上で軽減し、5年間駐車場として公社が活用します！！



！ 駐車場の売り上げについては、公社の収益となります。
 なお、その収益から土地使用料（固定資産税・都市計画税の増額分）をお支払いします。
 すでに住宅特例が適用されていない住戸については、当契約はできません。

管理支援型

所有者の方が駐車場収益を望む場合は、公社が解体費10万円を補助します。ただし5年間の駐車場管理業務委託契約を締結していただきます。



！ 駐車場の売り上げについては、所有者の収益となりますが、公社に管理手数料をお支払いいただきます。
 なお、駐車場の売り上げにより収益が赤字となる場合があります。